

「子どもの権利条約」の 批准と運動展開

八木 三 男

はじめに

「子どもの権利に関する条約」は一九八九年一月に国連総会で採択され、批准国が二〇カ国をこえた翌年の九月に発効した。これは異例の速さだといわれる。それだけ国際的に子どものおかれている状況が深刻で、各国の関心も高いことを示している。現在（一九九二・三・一七）批准国は、世界一八二カ国中一一三カ国、署名をすませ、批准の準備をしている国三一カ国（日本、オランダ、オーストリア等）、署名も批准もしてい



ない国三八カ国（アメリカ等）である（ユニセフ「アッブデイト」No.二七）。日本政府は今通常国会で批准（国家による最終的意思確認）を予定している。

子どもの権利は、一九二四年の国際連盟の「児童の権利宣言」（ジュネーブ宣言）が第一次世界大戦において最大の犠牲をこうむったのが子どもたちであったことから、「人類が子どもに対して最善のものを与える義務を負う」と宣言して以来、一九四八年の国連「世界人権宣言」、「国際人権規約」（一九六六年、条約）、「子どもの権利条約」の骨子になった「児童の権利宣言」（一九五九年）などを経ながら発展してきたが、今

度の「子どもの権利条約」はそれらをいっそう発展させ、各国の国内法を拘束する「条約」として確定したものである。

子どもの権利をリストアップし、子どもの意見表明についての手続き保障等の新しい観点を加えながら、最終的にそのカテゴリーを完成した。それは発展途上国の悲惨な状況の子どもへの救済を緊急な課題とし、先進国におけるストリート・チルドレン等の境遇の改善も視野にいれている。また「条約」の内容は先進国において確立されつつある子どもの権利の内容を反映している。そして、そのよるべき原理を「子どもの最善の利益のために」とした。こうして「権利条約」は選挙・被選挙権を除いて大人と同等の市民的権利を子どもに保障し、子どもを権利主体として確立したのである（成嶋隆・「子どもの権利条約」とは何か」、「にいがたの教育情報」№二七、一九九〇年、参照）。

また、一九九〇年九月国連本部で、「子どものための世界サミット」が七一カ国の元首や首脳（日本は海部首相）が参加して開かれ、「子どもの生存・保護および発達に関する世界宣言」（以下「宣言」）が採択された。同時に、紀元二〇〇〇年にむけて「世界宣言を実現するための行動計画」（以下「行動計画」）を提起し、各国がそれぞれ九一年末までに「国内行動計画」

を作成することを確認した。そしてそれらを貫く原理として「子ども最優先の原則」をおいた。

「子どものための世界サミット」の「行動計画」は「子ども最優先の原則」について「すべての国、そして最終的には人間の文明の存続・安定そして発展は、子どもの保護と発達に依存しているので、子どもの保護と発達という目標よりも高い優先順位を与えられるに値する課題はあり得ない」といってきた。ユニセフの一九九〇年の『世界子供白書』も、この「子ども最優先の原則」を「向こう一〇年間——政治的、経済的変化のなかに根付かせることができる。文明それ自体が大きな進歩を遂げることができる。」「文明の核心は弱いものや未来を守ることにある。子どもは環境と同じように弱く、しかもそれ自体が未来なのである」といい、そうすることが人類がもつ最も基本的な問題解決の究極的な第一歩だとした。

一、新潟県における「子どもの権利条約」批准促進の運動

新潟県における「子どもの権利条約」批准促進の運動は、これまで主として「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」（以下「にいがたの会」）によって担われ

てきた。

「にいがたの会」は「権利条約」が発効した翌月一九九〇年一〇月、大学教授・弁護士・県民教育研究所長等の呼掛けで結成された。「にいがたの会」は文字どおり「子どもの権利条約」の批准を促進するという一点で集まった個人加入の市民団体である。会の「申し合わせ事項」によれば、その活動計画は、「権利条約」の学習と普及、県内の子どもへの調査、各種イベント・シンポの開催と講師等の派遣、理論部門を担当する専門部会・子どもを組織し学習を手助けする子ども部会をもつ、などとなっている。子どもも会員に組織するとしているがそれは必ずしも成功していない。事務局は、主婦・OL・福祉職員など多彩。ニュース「Andante」を発行（現在一七号）。

「にいがたの会」の主な活動を略述すれば以下のようである。

（一）新潟県内五〇自治体議会が批准促進決議

①会として新潟県の各自治体議会の総文常任委員に批准促進決議のために、紹介者になって欲しい旨郵送によって依頼したところ、政党をこえて数十人から承諾の返事をいただいた。県議会では自民三、社会一、共産一であった。

②県議会は直接議員を通じて、新潟市議会では総務

委員会で趣旨の説明をしたが、他は郵送によって諸願し、一九九〇年から翌年にかけて県議会を含む新潟県一一三議会中五〇の議会が決議した。これは全国最多である（全国の一三％）。また、上越地域が極端に少ない（計四）。それは上越市が郵送による請願を受けつけておらず、近隣の市町村もその方式をとっているためと思われる。それは地域ごとの「権利条約」の運動が発展していないために、郵送にたよらざるをえなかった「会」の運動の限界を示している。

しかし、このように地方議会の多数が批准促進の決議をしたことが、政府・自民党に相当の圧力になったらしいことが、自民党の資料・高橋講演にも見える（高橋史朗明星大学教授の講演、『自民党調査局政治資料研究会資料』、平成三年一〇月）。二六都道府県、五政令都市、三七三市町村議会で意見書の採択が行なわれた段階で、自民党は各県連に意見書の留保を指示したらしい。高橋は「これ以上（意見書が）ふえると完全に外堀がうめられてしまう」と憂慮し、権利条約の早期批准にあからさまな敵意を表明している。

多数の議会決議が現実の運動の発展にどれほどの意味をもったかといえ、例えば「にいがたの会」が新潟市長に直接会い、市長も権利条約に関心を示し、再会を約束したのも議会決議があつてのことであろう。

しかし県全体の問題としては、地域の運動展開があつてはじめて、それぞれの地域の議会決議が生きてくることになるだろう。たとえば、地域の運動や議員が中心になってそれぞれの自治体の「行動計画」を作るために奮闘する等である。

(二)、「権利条約の夕べ『主人公はほくらだ』」(一九九一・三・二八)、映画「コルチャック先生」

上映会(一九九二・四・一八)の成功

「夕べ」の表題は滋賀県のある中学校を舞台にした同名の実践記録映画から借用されたが、その映画の上映、新潟オーケストラの有志その他による特別アンサンブルと新潟保育専門学院の合唱団の共演、高校生による創作ショート・コントの三部からなり、笑いと共感で会場が充満した。二四〇名の参加者の四割が子どもたちであった。参加者は大人と子どもが同じ文化を共有できた喜びに浸った。

「コルチャック先生」はポーランドのアンジェイ・ワイダの作品で、二〇〇人の孤児たちとともにナチスによって強制収容所で殺された、ひとりのすぐれた医師・教育家・作家の鮮烈な物語である。一九七八年にポーランドから国連に提案された権利条約の原案は、この人物の思想を下敷きしているといわれる。一日の上映で六五〇人の観客を集めた。

(三)、にいがた県民教育研究所の役割

研究所は、権利条約の批准と実現の運動を主要な業務のひとつと位置づけ、「にいがたの会」の結成を問題提起しただけでなく、その事務局に職員がはいって、実務の多くを積極的に分担した。特に前記(一)と(二)の運動である。

また、独自の活動として、権利条約が学校教育にかかわって重要な問題である学校に対する子どもと親の参加の権利の実態を、欧米諸国と比較検討するために、外国人を交じえた「シンポジウム・日本の学校と外国の学校」を開き、また、独自の研究集会では「子ども最優先の原理とは」を主題にして討議を深めるなど、意識的に「子どもの権利条約」の普及と実現の運動にかかわろうとした(以上、この章の詳細は『社会教育』一九九二年三月号、国土社、の拙文を参照されたい)。

二、「子どもの権利条約」批准とその内容

政府は今通常国会における批准を閣議決定はしているものの、「権利条約」を早期に批准したければPKO法案の審議に協力せよと野党に打診したともいわれ、子どもの普遍的な権利の保障とそれと対極の派兵とを取引するという最悪の認識を示した。

通常国会における「子どもの権利条約」の所管は外務委員会で、担当は渡辺外相である。憲法違反のPKO法案を成立させたいために、「被爆者援護法」と「権利条約」の審議入りに自民党は難色を示している。それだけではなく、政府は「権利条約」の内容の実現をむしろ妨害しているかのようである。

外務省提案（「説明書」）では、条約の実施のための国内措置として、

（一）この条約の実施のためには、新たな国内立法措置を必要としない。

（二）この条約を実施するためには、予算措置は不要である。

といい、文部省は、その内部資料*で「条約が批准されたからといって、従来からの教育指導や学校運営の基本的在り方が変わるわけではない」といって、きわめて冷たい反応しか示していない。

*岡本薫（文部省国際企画課長補佐）・「児童の権利に関する条約」について、学校経営編集部・「児童の権利条約」について・Q&A「学校経営」平成三年一月号

さらに、政府は国内法の改正——たとえば、「非嫡出子」差別の禁止、高校無償制の導入、学校におけるこどもの権利保障（懲戒における子ども・親の意見表明の

機会の保障等）、少年司法手続の整備など——の問題を、国民的要求があるにもかかわらず無視している。また、政府訳では、二八条（b）の中等教育無償制導入の部分の正文（英文）のsuch asを、他に何回かでてくるにもかかわらず、こだけわざわざ「例えば」と訳出し、あえて無償制が「例示」であると強調して、導入に反対する政府の意図を貫こうとしている。因みに、ユニセフ訳には「例えば」も「ような」もない。さらにいえば、「国際人権規約」の批准に際して、政府は中等教育の無償導入については留保している。

「予算措置不要」はむろん問題である。予算なしでどうして大人や子どもに対する「広報義務」（四二条）が果たせるか。「広報義務」は条約上の最低の義務だと思われる。スウェーデンはすでにそのために七億円余の政府予算を計上し、その費用で民間団体がいく種類かの子どもむけのパンフレットを作成・普及している。

以上のような問題点から、各団体が政府や各政党に對して、「権利条約」の精神を精確に反映した国内法の改正をとらせた批准をするよう要請することが緊要である。全日本教職員組合（全教）などをつくる「国連『子どもの権利条約』批准促進国民運動実行委員会」は、①外務委員会だけでなく連合審査で徹底審

議をして実のある批准を一日も早くせよ、②子どもの声を国会審議に反映させる手立てをとれ、③二項目を重点に国会に要請した。とくに子どもの声をどう反映させるかは、国会審議の場面だけでなく、これからの運動展開のすべての局面にかかわるきわめて重要な課題である。

三、今後の運動展開のために

(一)「国内行動計画」について。

「行動計画」は、子どもの生存・保護および発達のために次の一〇項目の分野における具体的行動を、各国の国内の行動として、各国政府が一九九一年末までに計画を作成するように要請している。①子どもの権利条約、②子どもの健康、③食糧と栄養、④女性の役割、⑤家庭の役割、⑥基礎教育と識字、⑦特に困難な状況下の子ども、⑧武力紛争期間中の子どもの保護、⑨子どもと環境、⑩貧困の緩和と経済成長の活性化、である。

日本では一九九一年二月に外務省がまとめたものがある。『西暦二〇〇〇年にむけての国内行動計画（子供のための世界サミット）のフォローアップ』がそれである。ただしこれは公表されていない。

その内容を検討してまず目につくのは、「権利条約」の内容の実現を発展途上国の問題とだけみていることである。結論は、「児童の救済と福祉向上の分野において」「今後、ユニセフ、WHOに対する提出の増額、母子保健分野等における我が国の二国間ODAの充実等を通じて」「援助の強化を図る」としている。日本の学校教育については、その「きわめて高い水準を維持する」だけあって、そのほかの提言はまったくない。この立場は、後述するが文部省とまったく同じい。

また、そのほかの問題でも、「振興を図る」「充実に努める」「さらに推進する」などただの理念設定だけがあって、具体性がほとんどない空疎なものになっている。「児童」の「非行対策」では、あそび場の整備、母親クラブ等の活動の推進をいった後で、「少年補導センターにおける補導相談活動、児童相談所等における相談活動の充実および教護院等における指導・育成の充実」などと在り来りのことをいって、日本の子どもたちがおかれている学校教育を含めた深刻な社会状況とそれの克服の方向を示さない。

さらに問題なのは、この「計画」が密室でつくられたことである。サミットの「宣言」は、行動計画の実施には「さまざまな協力関係が必要であり、特に子どもたち自身の協力を求める。我々は、子どもがこの努

力に参加するよう呼び掛ける」としている。

さらに「世界サミット」の「宣言」や「行動計画」の提起では、上記のように子どもの協力を謳っているだけでなく、「中央政府は地方自治体・非政府団体・民間組織そして市民団体が『宣言』と『行動計画』に示されている目標や目的の実施を助けるために、独自の行動計画を準備することを奨励し支援しなければならぬ」としており、そうすることによって初めて「世界サミット」のいう「一致した国内行動」がとれるのである。したがって、外務省の「計画」は内容はむろんのこと、手続き上も「世界サミット」の趣旨に違反している。子どもを含めた関係諸団体とすみやかに協議して作成しなおし、国民の討論を組織するために公開すべきなのである。

(二) 「条約」にともなう国内法の改正——第二東京弁護士会の提起——

第二東京弁護士会は四月二三日、「子どもの権利条約」の批准に向けて「法改正の提言」を文部省に提出し、同条約の批准を名目におわらせないためには、法改正や運用の改善、新たな立法措置が不可避であると強調した。その内容の主なものを摘記すれば以下のようである。

①体罰 学校教育法に「絶対に禁止する」と規定す

る。教師研修で、子どもの権利や体罰禁止に関する研修を義務づける。体罰事故報告書を対象である子ども本人と両親に開示し、その意見や反論を記載させることを明文化して義務づける。自治体ごとに独立の行政機関として「教育オンブズマン」を設置する。

②懲戒 学校教育法——条二項として「懲戒に先立ち、懲戒しようとする理由を保護者と子供本人に書面をもって告知し、弁解・反論の機会を保障しなければ懲戒を加えることができない」という趣旨の保障規定を設ける。不服申立制度として「子供の権利オンブズマン」などの機関を設置する。

③校則 校則の制定・改廃に子供と親が参加する機会を保障する。

④子供のプライバシー 指導要録などの情報記載について本人の同意を得るとともに、本人開示を原則とする。内申書も本人に開示し、記載内容とその利用について本人のコントロールを認める。

その他「いじめ」「登校拒否」「落ちこぼれ」「障害児教育」など詳細にわたっている。

(三) 文部省の見解——前掲『学校経営』編集部Q & A——

「子どもの権利条約」が批准されても、基本的には学校教育に変化はない、とする文部省の見解のよってたつ論拠は次のようである。「憲法上の権利であつても、公共の福祉による制限を受けるほか、在学関係などの特別の社会関係においては、社会通念上、合理的な範囲内で一定の制限を受けると解されています。」文部省が戦後一貫して主張してきたこのような特別権力関係論あるいは在学関係論によって、学校内では学則や校則が事実上憲法のうえにたち、子どもの権利を抑圧してきたのである。

ところが、「子どもの権利条約」の、たとえば第一三条（表現の自由）、第一四条（思想、良心および宗教の自由）、第二五条（結社の自由および平和的な集会の自由）では、それらの自由が制限を受けるのは「法律に定められている場合」だけであつて、それも「他者の権利および自由の保護」と「国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護」のために必要なものに限るとしている。明確な法律によらないで特別権力関係論あるいは在学関係論によって「学校」がその教育目的を達成するため、在学する児童生徒を規律する包括的権能を有しており、そのために児童生

徒の権利が制約されることもあり得る」とする文部省見解には明らかに無理がある。力による「包括的権能」を認めないのが権利条約の精神であり、そのために、子どもに対する「親の第一次養育責任」を高らかに謳つたのである。一人ひとり違った個性と考え方をもつ子どもとそれに対して養育責任を負う親の存在が大前提なのである。因みにいえば正文（英文）では、each child, a child, the child, every child等明確に書き分けているが、政府訳では特別の箇所を除けばすべて「児童」で一括されている。

また、問題だと思われる条文解釈の一つの例を挙げれば、例えば第二八条第一項dについて政府訳は「すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報および指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする」となっているが、前の「利用」は available、後の「利用」は accessible で、異なったことばをあえて同義反復にするのは、そこに邪悪な意図があるからだろう。accessible には第一義的に「入手できる権利」という意味がある。したがって通常この条項では指導要録や内申書の開示の問題が含まれるとするのが普通だろう。案の定この「Q & A」では、この条項は「児童が自分自身にふさわしい学校、職業を選ぶに必要な情報やガイダンスの機会を提供す

べき旨を規定し」ているといつて、情報の範囲をほとんど意味のないものにし、「開示請求権を認めたものではない」と断定する。これではほとんど条文解釈の体をなしていないことになるだろう。

このようにして、文部省の内部資料の文章は一貫して次のようになってゐる。「もちろん（「権利条約」のいうようなことは）望ましいことです。……しかし教育上の必要からそうはならない。だから批准後も学校は変わらない」といつて、いったんは日本においては教育は憲法や教育基本法の精神に守られているとして肯定するかのように装い、「しかし」以下で権利条約の精神をすべて否定する。

もうひとつの論法は、たとえば意見表明権の問題で、子どもの意見を鵜呑みにするのでは学校運営は成り立たない等といつて、「権利条約」にありもしない論理を自ら描いて全面否定するやり方である。

したがつて、「子どもの最善の利益」だの「親の第一次養育責任」だの「子ども最優先の原理」などという言葉は一度もでてこないということになる。その詐術まがいの論法といい、人権感覚の希薄さといひ驚嘆に値する。

（四）「権利条約」の構造

——子どもと親と国家——

「権利条約」は一貫して、子どもと親と国家の関係を論じてゐる。その中間に位置する専門的職能たとえば教師・専門保育者・弁護士・教育行政職員等の権限の規定がなにもないのが特徴になつてゐる。

子どもが「権利条約」において認められてゐる権利を行使する場合の権利保障主体は親と国家であり、第五条で「子どもの発達しつつある能力に適合する方法で」「指示および指導を与える責任、権利および義務」を有するのは親であると規定し、親が子どもの精神的発達に優先的に対応する主体であることを明確にしてゐる。そして国は、その親の責任遂行に対する援助責任があるとする（第一八条）。

こうして、いまや著しく有名になつた第一二条の子ども意見表明権は、親や国家という権利保障主体が子どもの権利の実現にあたつてとらなければならない手続原則になつた。まず子どもの意見を聴いてみようということである。

以上のうゑに、「権利条約」が子どもに保障する市民的自由があるのだと考えられる。すなわち、表現・情報の自由（第一三条）、思想・良心・宗教の自由

(第一四条)、結社・集会の自由(第一五条)プライバシー・通信・名誉の保障(第一六条)である。この保障には「成年に達し、十分な法的能力を行使する段階の準備」としての意味があることはいうまでもない。

四、運動の具体的展開

さきに見てきたように、権利条約に対する政府・自民党の態度は極めて消極的あるいは否定的であるが、その基本は従来どおり中央集権的、一元的に教育を支配しつづけたという強い願望である。一方、権利条約の精神を原理として否定し去ることもできないために、条約が主として発展途上国の困難な状況におかれている子どもを対象にしていると強弁して、日本はあまり関係がなく、したがって何もかも今までどおりだとするのである。

政府案では日本の留保条項は次の三つである。

第九条一 子どもの父母からの分離。「出入国管理法に基づき退去強制の結果として児童が父母から分離される場合については適用されるものではないと解する旨の宣言を行なう。」

第一〇条一 家族の再統合のための出入国。「積極

的、人道的かつ迅速な方法」についての宣言。

第三七条(c) 自由を奪われた児童(一八歳未満)の成人からの分離。「我が国」では「二〇歳で分離する」ので、その「規定に拘束されない権利を留保」。

「留保」は条約にあり、ある規定の国内法への適用を留保する場合(適用留保)と、ある規定を国内法に適用するにあたりそれを特定の意義に解釈することを留保する場合(解釈留保)の二つがあるらしいが(世取山洋介論文、『母と子』一九九一年一月号臨時増刊)、「解釈宣言」は事実上「留保」と同じ効果を狙ったものである。上記留保三条項自体問題のあるところだがここでは触れない。

また、政府訳に問題が多いことは二、三例を挙げたことからわかるとおりである。大体が政府訳が「児童の権利条約」とする「児童」に問題があることはすでに多くの人々の見解があり、それが通常「小学生」を意味することから、「子ども」より普遍性がないことは明らかである。国会審議を通じて、政府訳を正していくのも重要な闘いになる。

仮に政府の思惑どおりに批准が行なわれたとして、批准後なにか残るか。いうまでもなく憲法と一般法の

間に位置する「子どもの権利条約」そのものが残るということである。留保内容に問題が残るにしろ、「条約」はほとんど無傷である。「条約」を根拠に闘いを組むことが今後の課題になる。

「条約」を根拠に闘いを組む、とは具体的にどのようにすることか。「条約」の精神を実現するために、一つひとつ子どもの権利を発展させるためのシステムを学校、自治体行政等に創造的に造り出すことである。例えば、第二二条の意見表明について、子どもに意見を聴く「司法上、行政上の手続き」をどう創造するか、学校で子どもの権利を保障するとは具体的にどうすることか等。その点で第二東京弁護士会の提起は参考になる。

例えば「教育オンブズマン」、「子供の権利オンブズマン」制度だが、現在の法の枠内でも、現実に岐阜県八百津町の「人権教育検討委員会」のような子どもの権利侵害問題について学校代表と市民の代表による審査機関はできる。また、各自治体ごとに「権利条約」に関する「行動計画」を作成していくことも重要な仕事である。その場合とりわけ新潟県においては、早期批准の意見書を採択した自治体の議員の活動に期待がかかる。また、市民団体による運動は「権利条約」のいっそうの普及とともに、オンブズマンのようなシス

テムを創造することや行政の施策や学校の教育方針を「子ども最優先の原則」にてらして洗いなす方向に向かうだろう。とくに親の学校経営への参加の問題は、現在の国際水準に照らしても緊要の課題である。

また、民主的な教員組合や現場の教師たちはいままで、「未来の主権者を育てる」ことをひとつのテーマとして、基本的には子どもの人権とりもなおさず「権利条約」の内容を擁護して闘ってきたわけで、とくに教員組合はそれらの経験をいま改めて「権利条約」に則して整理しなおし、緊急な課題はなにかを検討する必要がある。第一義的に重要なことは、「権利条約」の内容をどう子どもたちに知らせていくかということである。これは先に政府に課せられた条約上の義務だといったが、現在の政府はその辺に熱意はなく、むしろ学校教育に対しては、P K O 法案の解説を重視するよう仕向けるだろう。

「懲戒」「体罰」についての第二東京弁護士会の提起の内容を実質的に学校で造り出す等も緊急の課題である。教員組合等はさらに、現場の教師に対しては、一人ひとりが「権利条約」の内容に則して具体的に何ができるか問題提起する必要がある。これらは単に政府の教育政策に対抗するだけでないきわめて創造的な仕事になり、またそうすることが、子どもや市民と

教師が共同して「権利条約」の内容を具体化してゆく道筋だと思われる。

また、経験を「権利条約」に則して整理しなおす問題についてさらにいえば、「権利条約」が子どもを保護対象から権利主体に変え、子ども観の根本的転換を迫っていると、一面的に捉えないことが重要であろう。子どもを権利主体として捉えるのも歴史的に形成されてきたわけで、「権利条約」を、国内法の改正をとまなう意味で画期的であるとともに、国際的普遍性をもち体系化された子どもの権利の内容が示されているという意味で、戦後の日本の教育運動を総括して、これからの運動を発展させるために依拠しなければならぬ基準として捉える必要がある。「権利条約」は教育基本法、児童憲章などと並んで教育行政を点検する基準になり得ると思われる。

さらに、子どもと親の学校経営への参加の問題を敷衍すれば、一九七〇年代にはほとんどの先進国で法制化されており、それらを視野に入れることが、日本の教育を真に国際化の方向にむかわせることになるだろう。端的にいえば、学校の経営方針やカリキュラムの内容等を審議するために、親や子どもが参加する学校会議をつくる等のことである（拙文、『研究所通信』No 三六、一九九一年）。

パリ市内の公立中学校では、年一回のクラスの成績会議にPTA役員二名・クラス生徒代表男女各一名が校長や担任教師とともに出席し、生徒は担任の気付かない点、主として努力点を報告しクラスの仲間を弁護する、という報告がある（小島伸恵論文、『にいがたの教育情報』No 三二、一九九二年）。

このあたりの感覚が先進国における子どもの人権感覚の常識であるとすれば、「権利条約」の人権感覚の内実も推定できようというものである。それでも「権利条約」の批准によっても何も変わらないと政府がいきっているわけで、日本はいまやきわめて特異な国になったということができよう。

いづれにしろ、運動が今のまま推移すれば、「条約」が批准されても事態は何一つ変わらないわけで、すべてが批准後に残されることになりそうである。「子どもの権利条約」の批准と実現の運動はまさにこれからである。

（やぎ みつお 県民教育研究所所長）
 〈追記〉六月二十一日、通常国会が閉会し「権利条約」は討議もされないまま、「被爆者援護法」等とともに継続審議になった。